

右は小立野惣與力屋敷爲御用、十村喜兵衛并に村肝煎七右衛門罷出、相見を以請取申候。替步之儀跡々通銀詰を以、地子肝煎方より爲相渡可申、爲其如此候。以上。

寛文八年四月十四日

御普請會所

又金澤町會所留記に載せたる貞享四年四月廿四日町奉行より郡奉行への書簡に、金澤町より相續候百姓地、石川郡笠舞村・上野村・山崎領云々。百姓と相對を以請地仕有之者共御觸等之儀、百姓共より申渡候はゞ、諸事手間相成候由、先頃田井村次郎吉方より御斷申上に付、自今以後觸等之儀は、拙者共才許に被仰渡、依之地子肝煎共申付。とありて、追々地子地・相對請地となして、家屋を建てたり。柴野美啓曰く、山崎領はいにしへ山崎村の村地にて、今も石引町奥村氏の第地邊より山崎氏の第地までの間を山崎領と呼べりと。平次按するに、前顯寛文八年普請會所の書面にて見れば、與力町の地内へかけ山崎領なりし事知られけり。五十嵐篤好の郷庄考に、領といふ事は、東鑑壽永三年四月六日池大納言沙汰文に、矢野領伊豫・安富領筑前・麻生大和田領河内。とあり。矢野は和名鈔に出でたる郷名なり。人

の領したるよりして、何の領といへるなり。郷庄に並べて領ともいへることの語なり。といへり。今按するに、領といふ事は、もと領知するより起りたる名目なるべけれど、山崎領などの領と呼べるは、其の村の地内といふ事を以て呼びたるものと聞ゆ。吾が國初以來、某村領とも某村定とも見ぬ、定は定まれる地内のよしなるべし。然るに綱紀卿の時、貞享二年正月村々定といふ事、自今以後は何村領と可相調旨達せられ、是より後は某村領とのみ稱し、某村定といふ事は止みたりけり。

金澤古蹟志卷十

城東小立野臺中

○廣坂

今、坂下を廣坂通といへり。此の坂路幅廣なりし故に、廣坂と稱す。俗に或は安房殿坂と呼べり。従前此の坂の上に、本多安房守の居邸ありし故なり。按するに、改作所舊記に載せたる元祿七年の覺書に、石引町伊豫殿坂・安房殿坂とあり。伊豫殿坂は寶幢寺坂をいへり。奥村伊豫守の邸地ありし故なり。國事昌披問答に、世俗安房殿坂と云ふは本名何と申候哉。答云ふ。元作事坂と唱へ候と見ぬ、變異記に、元祿三年三月十七日新堅町後御徒町より出火、安房守第地の西横、本作事坂へ焼け出とあり。そのかみ此の坂臨なる蓮池と呼べる地に作事所ありたりし故に、坂名に呼びたりしといへり。廣坂の名は、輓近よりの事にや。元祿・享保の頃は、元作事坂或は安房殿坂とのみ見たり。文政以前は、

此の坂路より兼六園の地内を通行して、尻谷坂へ出る往來道ありしかど、文政三年竹澤殿建築に付き、同年八月十八日より通行を止められ、此の道路を廢して、兼六園圍内へ取り込みに相成り、夫れより百間堀縁往來に雜人の通行を許されたり。

○廣坂奇事

釋學隆の蛇望婦記に云ふ。金城一婦人、昏暮廣坂之側漫畢將去、再三而不能進一步。宛如身受縛然、側有兩豎子。見而怪之、以手扶之、不進猶初、因視婦之背後、有一蛇在石壘中。奮然舉首望婦、兩豎子急借兩板于近舍、以覆蛇首。蛇首猶板隙出、會有一老士至焉、使婦出懷紙、便把三葉。而破自所杖之竹頭、成四片。挾之以其紙、口密誦咒、乃使兩豎子突石壘中。謂婦曰、當急去、必勿顧視。婦果得去矣。又謂兩豎子曰、汝等明朝當來觀之、必有驗焉。兩豎子如教至、則蛇纏竹頭而死矣。時嘉永庚戌之初秋也。右は輓近の事といへども、怪異なる故に今爰に載す。學隆は、如來寺の前住職知一也。又似たる怪異の傳話あり。寶曆九年の大火以後、今云ふ廣坂通の地邊は、一時諸士の邸宅を